（指定の辞退及び取消し）

第二十条　指定医は、その指定を辞退することができる。

2　指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、都道府県知事は、その指定を取り消さなければならない。

3　指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

4　指定医が、第十六条第一項第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に変更があった旨の届出を行ったときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

（公表）

第二十一条　都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表するものとする。

一　第十五条の規定による指定医の指定をしたとき。

二　第十九条の規定による届出があったとき。

三　前条の規定による指定医の指定の辞退があったとき又は同条の規定により指定医の指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止したとき。

（令第二条の指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法）

第二十二条　令第二条の指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によるものとする。ただし、これによることができないとき、及びこれによることを適当としないときの算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

（法第七条第二項の厚生労働省令で定める場合）

第二十三条　法第七条第二項の厚生労働省令で定める場合は、申請書の記載事項に不備がある場合又は申請書に必要な書類が添付されていない場合とする。

（指定医療機関の選定）

第二十四条　都道府県は、法第七条第三項の規定により、指定医療機関の中から、当該支給認定に係る第十二条第一項の申請書における同項第六号の事項に係る記載を参考として、当該支給認定を受けた指定難病の患者が特定医療を受けることが相当と認められるものを、当該支給認定を受けた指定難病の患者が指定特定医療を受ける指定医療機関として定めるものとする。

（法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項）

第二十五条　法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、性別、居住地及び生年月日

二　当該支給認定を受けた指定難病の患者が十八歳未満である場合においては、当該患者の保護者の氏名、居住地及び当該患者との続柄

三　当該支給認定に係る指定難病の名称

四　当該支給認定の年月日及び受給者番号

五　当該支給認定を受けた指定難病の患者が指定特定医療を受ける指定医療機関に関する事項

六　負担上限月額に関する事項

七　当該支給認定の有効期間（法第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。以下同じ。）

八　その他必要な事項

（医療受給者証の再交付）

第二十六条　都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定患者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、医療受給者証を交付しなければならない。

（医療受給者証の再交付の申請）

第二十七条　前条の申請をしようとする支給認定患者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一　当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先

二　当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該患者の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄

三　申請の理由

2　医療受給者証を破り、又は汚した場合の前条の申請には、前項の申請書に、当該医療受給者証を添えなければならない。

3　医療受給者証の再交付を受けた後、失った医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

（医療受給者証の提示）

第二十八条　支給認定を受けた指定難病の患者は、法第七条第六項の規定により、指定特定医療を受けるに当たっては、その都度、指定医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

（指定難病審査会の委員の任期）

第二十九条　法第八条第一項の指定難病審査会の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　指定難病審査会の委員は、再任されることができる。

（会長）

第三十条　指定難病審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、指定難病審査会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（法第九条の厚生労働省令で定める期間）

第三十一条　法第九条の厚生労働省令で定める期間は、一年以内であって、支給認定を受けた指定難病の患者が、当該支給認定を受けた指定難病の病状の程度及び治療の状況からみて指定特定医療を受けることが必要な期間とする。ただし、当該期間を延長する特別の事情があると認められるときは、一年三月を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

（法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十二条　法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七条第三項の規定に基づき定められた指定医療機関

二　負担上限月額及び負担上限月額に関する事項

三　支給認定に係る指定難病の名称

（支給認定の変更の申請）

第三十三条　法第十条第一項の規定により支給認定の変更を申請しようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一　当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地及び連絡先

二　当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄

三　前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの

四　その他必要な事項

2　前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（医療受給者証の返還を求める場合の手続）

第三十四条　都道府県は、法第十一条第一項の支給認定の取消しを行ったときは、同条第二項の規定により次に掲げる事項を書面により支給認定患者等に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

一　法第十一条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行った旨

二　医療受給者証を返還する必要がある旨

三　医療受給者証の返還先及び返還期限